

国際医療福祉大学学生修学支援規程

(目的)

第1条 この規程は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障がいのある学生もない学生も等しく大学生活を全うする権利を有することを踏まえ、一人ひとりの人格や個性を尊重し、障害及びその他の社会的障壁等を理由に教育を受ける権利が侵害されることのないよう、総合的な修学支援の推進を図るための基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「障がいのある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障がい」と総称する。）及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生並びに明らかな制限はないものの日常生活や修学に何らかの困難を感じている学生で本人が支援を受けることを希望する者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障がいのある学生が修学における不利益を受けまいよう配慮するとともに、障がいのある学生の修学等支援方策を推進する責務を有する。

(学科長・専攻主任の責務)

第4条 学科長・専攻主任は、学長の命を受け、障がいのある学生が修学における不利益を受けまいよう、具体的支援方策等を講ずる責務を有する。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、障がいのある学生が修学における不利益を受けまいよう配慮するとともに、障がいをもった学生の修学等支援方策の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

(支援実施体制)

第6条 障がいのある学生からの様々な相談に応じ、包括的な支援を行う窓口として、学生支援センターを置く。

2 学生支援センターについて必要な事項は、別に定める。

3 学生支援の実施に係る重要事項を審議するため、学生委員会の下に学生修学支援担当者会議を置く。

4 学生修学支援担当者会議について必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 支援に関する事務は、学生支援センター及び学生事務主管課において処理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、常任理事会の承認事項とする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6（2024）年4月1日から施行する。